（領置目録等）

第三十三条　法第三十七条に規定する目録の様式は、別記第四十七号様式による。

［項を削る。］

（鑑定処分の許可状請求書）

第三十三条の二　法第三十七条の五第三項の規定による許可の請求は、別記第四十八号様式による許可状請求書によつて行うものとする。

（臨検等の調書）

第三十四条　法第三十八条第一項に規定する臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えに関する調書の様式は、別記第四十九号様式（甲、乙）による。

（収容令書）

第三十五条　法第四十条（法第四十四条の四第四項において準用する場合を含む。）に規定する収容令書の様式は、別記第五十号様式による。

（収容に代わる監理措置）

第三十六条の二　法第四十四条の二第一項又は第六項の規定による監理措置条件は、次の各号によるものとする。

一　住居は、主任審査官が指定する。

二　行動の範囲は、主任審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。

三　出頭の要求は、主任審査官が出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

四　前三号のほか、主任審査官が付する逃亡及び証拠の隠滅を防止するために必要と認める条件は、逃亡及び証拠の隠滅の禁止その他主任審査官が特に必要と認める事項とする。

（押収物件目録及び還付請書）

第三十三条　法第三十七条第一項に規定する目録の様式は、別記第四十七号様式による。

2　法第三十七条第二項の規定により押収物を還付したときは、その者から別記第四十八号様式による押収物件還付請書を提出させるものとする。

［条を加える。］

（臨検等の調書）

第三十四条　法第三十八条第一項に規定する臨検、捜索又は押収に関する調書の様式は、別記第四十九号様式（甲、乙、丙）による。

（収容令書）

第三十五条　法第四十条に規定する収容令書の様式は、別記第五十号様式による。

［条を加える。］

2　法第五十二条の二第一項又は第五項の規定による監理措置条件は、次の各号によるものとする。

一　住居は、主任審査官が指定する。

二　行動の範囲は、主任審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。

三　出頭の要求は、主任審査官が出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

四　前三号のほか、主任審査官が付する逃亡及び不法就労活動を防止するために必要と認める条件は、逃亡及び就労の禁止その他主任審査官が特に必要と認める事項とする。

3　法第四十四条の二第一項若しくは第六項又は第五十二条の二第一項若しくは第五項の規定により呼出しに対する出頭の義務を付された被監理者に対する出頭の要求は、別記第五十一号の二様式による呼出状によつて行うものとする。

4　法第四十四条の二第二項及び第六項に規定する法務省令で定める保証金の額は、三百万円以下の範囲内で被監理者の逃亡又は証拠の隠滅を防止するに足りる相当の金額とする。ただし、未成年者に対する保証金の額は、百五十万円を超えないものとする。

5　前項の規定は、法第五十二条の二第二項及び第五項に規定する保証金の額について準用する。この場合において、前項中「証拠の隠滅を防止」とあるのは、「不法就労活動を防止」と読み替えるものとする。

6　法第四十四条の二第二項及び第五十二条の二第二項に規定する法務省令で定める保証金の納付期限は、被監理者が監理措置に付された日の翌日から起算して三日以内で主任審査官が指定する日とする。

7　主任審査官は、保証金を納付させたときは、歳入歳出外現金出納官吏に別記第十五号様式による保管金受領証書を交付させるものとする。